



「かかりつけ医」をもって健康管理！

より良い診察を受けるためには、医師との信頼関係が大切です。「かかりつけ医」をもつことで、日常的な診療や家族ぐるみの病気予防、食事や体力づくりのアドバイスを受けられるなど、より効果的な診療や健康管理ができます。ほかにも、どのようなメリットがあるのかご紹介します。

- 1 診療の手続きも簡単で、じっくり診察できる。
- 2 入院や検査が必要な場合、適切な病院・診療科を紹介してもらえる。
- 3 健康診断などの結果を伝えておくと、診断内容に対するアドバイスがもらえる。
- 4 生活習慣病の早期発見・早期治療につながる。
- 5 家族の病状・病歴・健康状態を把握しているので、いざという時に早急な対応が可能。



医療保険



information

問合せ
医療保険係
☎32-2214



後期高齢者医療制度 障害認定申請について

一定の障がいのある65歳から74歳までの方で、下記の1から5のいずれかに該当する場合は、後期高齢者医療制度に加入することができます。

- 1 国民年金などの障害年金1級・2級を受給している方。
- 2 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方。
- 3 身体障害者手帳4級をお持ちの方で、次のいずれかに該当される方。
 - ・音声障害
 - ・言語障害
 - ・下肢障害4級1号(両下肢の全ての指を欠くもの)
 - ・下肢障害4級3号(一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの)
 - ・下肢障害4級4号(一下肢の機能の著しい障害)
- 4 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方。
- 5 療育手帳A(重度)をお持ちの方。



脱退手続きについて

後期高齢者医療制度の被保険者(加入者)となる方は、それまで加入していた健康保険(国民健康保険、健康保険組合、共済組合など)から脱退し、後期高齢者医療制度に加入することになります。

詳しくは、医療保険係にお問い合わせください。



各種手続きについて

固定資産税について

令和3年度の固定資産税は、すべて令和3年1月1日現在の状況(登記・届出)で課税(決定)されます。

土地についての届け出

土地の所在する地域の法務局での手続きとなります。

建物の取得・取り壊し・所有者変更などの届け出

登記している場合・・・建物の所在する地域の法務局
未登記の場合・・・税務課市税係



※このほか、建物の増改築や一部取り壊しは、確認申請や実地調査だけでは把握できない場合があります。正しく課税し納税していただくために、速やかに手続きをお願いします。

軽自動車税(種別割)について

令和3年度の軽自動車税(種別割)は、すべて令和3年4月1日時点で車検証の使用欄に記載されている方に、保管場所に指定されている市区町村で課税(決定)されます。

※使用していない車でも廃車などの手続きをしていない場合、課税対象となりますので、3月31日(木)までに手続きをお願いします。

詳しくは陸運協会まで

札幌市東区北30条東1丁目1番54号
(一財)北海道陸運協会 業務課
☎011-721-3326

※軽自動車協会での手続きが困難な場合、陸運協会が代理で手続きをすることができます。

市税等 収納向上



information

申請・問合せ

市税係・納税係

☎32-2219

札幌法務局

滝川支局

☎23-2330

今月の納付

納期限	■ 後期高齢者医療保険料	■ 国民健康保険税
	第5期	第5期
11月30日(月)まで		



国民年金保険料は 社会保険料控除の対象です！！

1月1日から12月31日までに納付した国民年金保険料は、年末調整や確定申告時の社会保険料控除として控除を受けることができます。「控除証明書」が届きましたら、年末調整や確定申告時にご使用ください。

★納付期間が1月1日から9月30日までの方・・・11月上旬発送予定

★納付期間が10月1日から12月31日までの方・・・令和3年2月上旬発送予定

※1月1日から12月31日までに納付したものであれば、過年度分の保険料や追納された保険料も控除対象になります。(ご家族分の保険料を支払っている場合も、合算して控除を受けることができます。)

ねんきん加入者
ダイヤル
☎0570-003-004

11(いい)月30(みらい)日は「年金の日です」!

年金記録や将来の受給見込額を確認し、未来の生活設計について考えてみませんか。「ねんきんネット」は、①年金記録の確認、②受給見込額の計算などすることができます。詳しくは、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)で確認いただくか、砂川年金事務所にお問い合わせください。

年金



information

申請・問合せ

戸籍年金係

☎32-1823

砂川年金事務所

☎52-2144